

シンポジウム報告書

文責：久永 優吾（企画者）

【ワークショップ】上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科 2025 年度大学院生・若手研究者イニシアティブによるシンポジウム・ワークショップシリーズ
【タイトル】非民主主義国家における「法の支配」：権利概念はどのように解釈・適用されるか？
【日時】2026年2月21日 16時～18時30分
【形式】対面方式と Zoom でのオンライン方式を併用したハイブリッド開催
【司会】久永優吾（上智大学 大学院グローバル・スタディーズ研究科 国際関係論専攻 博士後期課程）
【プログラム】 報告①：久永優吾（同上） 「非自由主義体制における司法の役割：権利擁護による抵抗の可能性」 報告②：久永優吾（同上）、法島香月（早稲田大学 大学院文学研究科 中東・イスラーム研究コース 博士前期課程） 「トルコ政治における人権保障：「中心」と「周辺」の両視点から」 報告③：荒井真希子（上智大学 大学院グローバル・スタディーズ研究科 地域研究専攻 博士後期課程） コメンテーター（順不同・敬称略）：笛田千容（駒澤大学）、網谷龍介（津田塾大学）、櫻田智恵（上智大学）

報告概要

本ワークショップは、非民主主義的な体制において「法の支配」や「人権」といった概念がどのように解釈・適用されているかを問いなおすことが主な目的であった。そしてコメンテーターやフロアとの学際的な議論をつうじて、報告者それぞれが研究の道筋を再確認することができた。

第一の久永報告では比較政治学の視点から、いわゆる非自由主義的な政治体制下での司法の動きに焦点が当てられ、「なぜ政治的介入を受けているにもかかわらず、非自由主義的な体制下の司法は、体制へと抵抗しうるのか」という問いの解明が試みられた。そしてコメンテーターとの議論のなかで、地域横断的に事例を分析するならば「どのように比較するのか」「そもそも比較できるのか」という論点が浮き彫りになった。

第二の久永・法島報告は共同報告であり、「中心」としての憲法裁判所と「周辺」としてのクルド系政党の両者の視座から、どのようにトルコ政治のなかで「人権」が保障・解釈さ

れてきたのかについて議論を展開した。特に本報告は人権保障の実践をめぐって、両者の間で認識のギャップがあることを指摘した。そしてコメンテーターとの議論をつうじた比較検討を経て、今後の研究の道筋とともにトルコ地域研究としての重要性を再確認することができた。

そして第三の荒井報告は法社会学の観点から、ミャンマーの人々の法意識・人権意識を対象とし、非民主主義的な体制下でどのように「人権」という概念が翻訳され、市民へと伝わってきたのかを明らかにした。コメンテーターやフロアとも、タイとの比較や法社会的な概念についての再検討など、活発に議論が展開された。

末尾になってしまったが、コメンテーターを快く引き受けてくださった笛田先生、網谷先生、櫻田先生、またフロアから多くのコメントを下された高橋先生、今回のワークショップ開催を全面的にサポートしてくださったグローバル・スタディーズ研究科の皆様、そして集まっていた多くの参加者の皆様に心からお礼を申し上げたい。